

愛媛県今治市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

平成 31 年 2 月 8 日
公正取引委員会事務総局
四 国 支 所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催してきました（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 15 日（金）
5 時間目（13：40～14：30）
- 2 場 所 愛媛県立今治北高等学校
愛媛県今治市宮下町二丁目 2 番 14 号
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局四国支所職員
- 4 対象者 愛媛県立今治北高等学校 1 年生 約 80 名
- 5 内 容 独占禁止法の内容及び公正取引委員会の役割の説明、独占禁止法クイズ、身近な違反事例（不当表示を含む。）の紹介 等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。
御希望の場合には、平成 31 年 2 月 14 日（木）までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局四国支所総務課 電話 087-811-1750（直通） 土居，寺本
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

独占禁止法教室（出前授業）の御案内

公正取引委員会では、実務経験を積んだ公正取引委員会の職員を高等学校の授業に講師として派遣して、市場における事業者間の競争の重要性、高校生に身近な商品・サービスにおける独占禁止法違反行為を紹介し、公正取引委員会の役割について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

また、公正取引委員会は、消費者庁から委任を受け、公正取引委員会の地方事務所において不当な表示等を禁止する景品表示法に関する調査・相談等の業務を担当しているところ、「独占禁止法教室」では、高校生にとって身近な商品・サービスにおける過去の不当な表示について説明します。

授業内容

① シミュレーション

スマートフォンの販売における販売店の行動シミュレーションを通して、自由に競争した場合と独占禁止法違反行為がある場合の違いから、競争の必要性、競争による消費者のメリットを説明します。



② 独占禁止法クイズ

企業やお店の何気ない行為を題材とした3択クイズを通して、その行為が独占禁止法上問題となるかどうか、生徒さんに考えてもらい、独占禁止法の理解を深めてもらいます。



③ 身近な違反事例紹介

高校生に身近な商品・サービスについて、独占禁止法及び景品表示法違反事例を紹介し、日常生活との結び付きを実感し、問題意識を高めてもらいます。



どうして価格が同じ？



本当に痩せるの？